

# 県下病院総括表

区分 保健所名	病院数	病床種別(病院数・許可病床数)										救急設 告示 数	
		一般		療養		結核		精神		感染症			
		病院	病床	病院	病床	病院	病床	病院	病床	病院	病床		
備 前	20	17	1,681	10	561	1	27	3	306	0	0	2,575	11
備 中	17	13	1,101	10	480	1	25	2	509	0	0	2,115	11
備 北	8	7	426	5	202	0	0	1	240	0	0	868	5
真 庭	6	5	350	3	155	0	0	1	170	0	0	675	5
美 作	16	10	1,094	11	597	1	10	2	535	1	8	2,244	7
岡山市	55	40	7,389	14	822	2	53	8	2,661	2	8	10,933	24
倉敷市	36	28	5,308	14	1,058	0	0	6	854	1	10	7,230	21
合 計	158	120	17,349	67	3,875	5	115	23	5,275	4	26	26,640	84

## 用語の解説

### ○「病院」及び「診療所」

病院 ……医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。(医療法第1条の5第1項)

診療所 ……医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するもの。(医療法第1条の5第2項)

### ○病院の「種別」

「特定機能」:特定機能病院…医療法による特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する病院。

「地域医療」:地域医療支援病院…医療法による地域における医療の確保のために必要な支援を行う病院。

「臨床研究中核」:臨床研究中核病院…医療法による臨床研究の実施の中核的な役割を担う病院。

「救急告示」:救急告示施設…救急病院等を定める省令による救急搬送される傷病者の医療を担当する病院。

### ○診療科目の略号

内科	内	循環器科	循	呼吸器外科	呼外	こう門科	肛	リハビリテーション科	リハ
精神科	精	小児科	小	心臓血管外科	心血	産婦人科	産婦	放射線科	放
神経科	神	外科	外	小児外科	小外	産科	産	歯科	歯
神経内科	神内	整形外科	整	皮膚泌尿器科	皮泌	婦人科	婦	矯正歯科	矯歯
呼吸器科	呼	形成外科	形	皮膚科	皮	眼科	眼	小児歯科	小歯
消化器科	消	美容外科	美	泌尿器科	泌	耳鼻咽喉科	耳	麻酔科	麻
胃腸科	胃	脳神経外科	脳神外	性病科	性	気管食道科	気	心療内科	心内
アレルギー科	アレ	リマ		神経精神科	神精	血液内科	血内	消化器内科	消内
消化器外科	消外	循環器内科	循内	循環器外科	循外	呼吸器内科	呼内	呼吸器外科	呼外
乳腺外科	乳外	小児神経科	小神	糖尿病内科	糖内	美容外科	美外	救急科	救
食道・胃腸内科		食	胃内	肝臓・胆のう・脾臓内科	肝・胆・脾内			病理診断科	病診
糖尿病・内分泌内科		糖	内分内	胸部・心臓血管外科	胸・心血外			新生児内科	新内
乳腺・内分泌外科		乳	内分外	形成・美容外科	形・美外			感染症内科	感内
放射線診断科				放射線治療科				臨床検査科	臨検
緩和ケア内科		緩	内	人工透析内科		人透内		内視鏡内科	内視内
耳鼻咽喉科・頭頸部外科		耳	頭頸外	人工透析外科		人透外		肛門外科	肛外
糖尿病・代謝・内分泌内科		糖	代・内分内	腎臓内科	腎内	大腸外科	大外	漢方内科	漢内
糖尿病・代謝内科		糖	代内	腫瘍内科	腫内	腫瘍外科	腫外	脳神経内科	脳神内
歯科口腔外科				女性内科	女内	老人内科	老内	血管外科	血管外
腎臓内科(人工透析)		腎内	(人透)	ペインクリニック外科		ペイ外		脳・血管内科	脳・血管内
肝臓・胆のう・脾臓外科		肝	胆・脾外	ペインクリニック内科		ペイ内		腫瘍内科	腫内
心臓・呼吸器リハビリテーション科		心	呼リハ	肝臓内科	肝内	小児神経科	小神	胃腸内科	胃内
胆のう・脾臓内科				美容皮膚科	美皮	内分泌内科	内分内	透析内科	透内
大腸・肛門外科		大	肛外	老年精神科	老精	胃肠外科	胃外	透析外科	透外
頭頸部外科				老年内科	老年内	内視鏡外科	内視外	緩和ケア外科	緩ケ外
				消化器・肝臓内科	消・肝内			女性泌尿器科	女泌

### ○病床の種別

・「一般」:改正法附則第2条の種別届により「一般病床」として届出したもの及び改正法第7条第2項の規定により「一般病床」として許可を受けたもの。

・「療養」:改正法附則第2条の種別届により「療養病床」として届出したもの及び改正法第7条第2項の規定により「療養病床」として許可を受けたもの。

・「結核」:法第7条第2項の規定により「結核病床」として許可を受けたもの。

・「精神」:法第7条第2項の規定により「精神病床」として許可を受けたもの。

・「感染症」:法第7条第2項の規定により「感染症病床」として許可を受けたもの。